



不妊治療の保険適用

2022年4月より、人工授精等の「一般不妊治療」、 体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について保 険適用されました。

令和4年4月から、

・ 厚生労働省 DZ. CS.L. DSUDEDE

Mindry of Builds

And April

And April

And April

A

不妊治療が保険適用されています。

✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用

厚生労働省 リーフレット https://www.mhlw.go.jp/content /leaflet202212ver2.pdf



治療計画

保険適用の原則

治療計画の作成(および管理料の算定)が必要

作成時にご夫婦の同席が必要

治療計画は6ヶ月ごとに見直す



年齢、回数の要件(体外受精・顕微受精)

√ 年齢・回数の要件(体外受精・顕微授精)

● 保険診療でも、令和3年度までの助成金と同様に以下の制限があります。

治療開始時に で女性の年齢が	
	36.
しくコーロンサー田の人	
歳未満であるこ	

年齢制限

回数制限		
初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限	
40歳未満	通算 6 回まで(1子ごとに)	
40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)	

回数とは移植回数



高額療養費制度

高額療養費制度とは

健康保険には月額の自己負担の上限額があります。

上限額は所得により異なります。具体的な上限額や手続きは ご加入の健康保険組合にお問合せを。

✓ 窓口での負担額は治療費(**)の3割負担 **

治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。
 具体的な上限額や手続は、ご加入の医療保険者(国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口)にお問い合わせください。





混合診療と先進医療

基本的に保険診療と自費診療は同時に行うことができません (混合診療の禁止)が、一部の自費診療については「先進医療」として保険診療と併用できるものがあります。

- 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション 治療」については、保険適用されたものや、「先進医療」(※)として保険 診療と併用できるものがあります。
 - ※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。





自費診療の場合の費用

当院では、2022年4月より、自費の診療費用を基本的には、該当する診療行為の保険診療点数の10割負担+消費税としております(一部の薬剤費や検査費を除く)。

自費診療の個々のお支払い、費用について、御質問などあれば、受付にお問い合わせ下さい。



医療保険の書類について

医療保険の書類の作成には、2週間程度の期間と、文書料 をいただいております。

なるべく、早めのご提出をお願いしております。



今後

今後、2年ごとに新たな診療報酬改定が予定されており、また制度の変更が予想されます。できるだけ情報提供に努めていく予定ですが、ご理解のほど、どうぞよろしくお願い致します。

